

免許・資格職を対象とした

滋賀県病院事業庁 育児休業代替任期付職員および 配偶者同行休業代替任期付職員 の登録案内

育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員登録制度について

滋賀県病院事業庁では、医師、薬剤師、臨床検査技師等の免許資格を有する方を対象に、「育児休業代替任期付職員」および「配偶者同行休業代替任期付職員」として勤務する任期付職員の採用候補者の登録制度を実施しています。

「育児休業代替職員」とは、育児休業法および条例に基づき滋賀県病院事業庁職員が育児休業を取得した場合に、当該職員の育児休業期間（3年未満）に任期を限り、滋賀県立病院（総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター）で勤務していただく職員のことです。

また、「配偶者同行休業代替任期付職員」とは、配偶者同行休業条例に基づき滋賀県病院事業庁職員が配偶者同行休業をした場合に、その代替として、当該職員の配偶者同行休業期間（3年未満）に任期を限り、滋賀県立病院で勤務していただく職員のことです。

なお、候補者の登録ですので、登録されても採用されない場合もあります。

随時受付（申込みは郵送に限ります）



1 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員について

育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員とは、滋賀県立病院（総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター）で、育児休業または配偶者同行休業をする職員の代替職員として勤務していただく職員です。

臨時的任用職員とは異なり、任期を定めた任用であること以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

あらかじめ、採用候補者として登録していただき、育児休業または配偶者同行休業をする職員があった場合に、その都度、希望勤務地等を考慮のうえ、面接等の選考を実施し、合格者を育児休業代替任期付職員または配偶者同行休業代替任期付職員として採用します。

そのため、登録されても、育児休業および配偶者同行休業をする職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、登録は随時受け付けています。

※育児休業とは

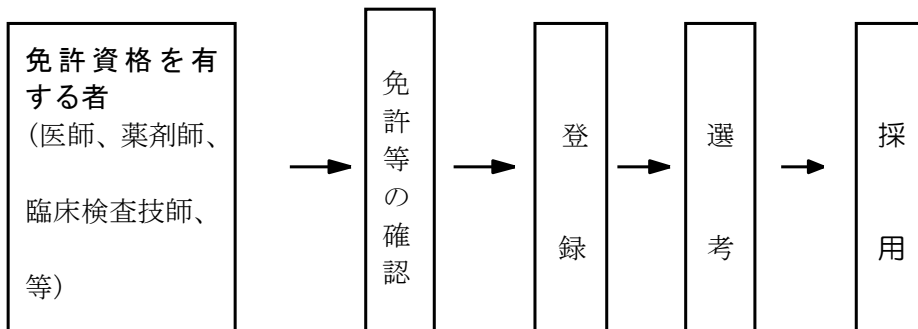
「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで滋賀県病院事業庁長の承認を得て休業することができる制度です。

母性保護の観点から女性職員に付与する産前産後の特別休暇（出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内で必要な日数）の期間は含みません。

※配偶者同行休業とは

「滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例」に基づき、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする事となった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事しないことを認める制度です。

2 採用までの流れ



3 登録区分・登録資格・主な職務内容および勤務予定先

登録区分	登録することができる者	主な職務内容	勤務予定先
医師	医師の免許を有する者	県立病院における医療業務	滋賀県立 総合病院、
歯科医師	歯科医師の免許を有する者	県立病院における歯科にかかる医療業務	
薬剤師	薬剤師の免許を有する者	県立病院における薬事業務	滋賀県立 小児保健医療センター、
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者	県立病院における栄養管理業務	
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者	県立病院における放射線を用いた撮影・治療業務	

臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者	県立病院における臨床検査に関する業務	滋賀県立 精神医療セ ンター
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有する者	県立病院における生命維持管理装置の操作及び保守点検等の業務	
理学療法士	理学療法士の免許を有する者	県立病院における理学療法に関する業務	
作業療法士	作業療法士の免許を有する者	県立病院における作業療法に関する業務	
視能訓練士	視能訓練士の免許を有する者	県立病院における視能訓練に関する業務	
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者	県立病院における言語機能に関する業務	
歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有する者	県立病院における歯科診療補助、 歯科保健指導等の業務	
保健師	保健師の免許を有する者	県立病院における保健指導業務	
介護職員	介護福祉士の免許を有する者	県立病院における介護業務	
児童指導員	児童指導員の資格を有する者	県立病院における児童指導に関する業務	
保育士	保育士の免許を有する者		
精神保健福祉士	精神保健福祉士の免許を有する者	県立病院における精神保健福祉に関する業務	
その他の免許資格を有する者	詳しくはお問い合わせ下さい。		

※次のいずれかに該当する者は、登録できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 申込手続

郵送により申し込んでください。なお、申込みに当たっては、次に留意してください。

封筒の表に「滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員登録申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。

- 【提出書類】 ①必要事項を記入した申込書(様式1)
 ②登録に必要な免許証等の写し
 ③臨時的任用職員募集情報の案内に関する同意書(様式2)

【送付先】 〒524-8524 守山市守山五丁目4-30
 滋賀県病院事業庁経営管理課 総務係
 電話077-582-5106(直通)

【受付期間】 随時受付

5 登録後採用されるまで

- (1) 免許資格を有する者は申込み後、滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員等採用候補者名簿に登録され（登録された旨の通知をいたします。）、希望勤務地等を考慮のうえ、さらに選考を実施し、合格者が採用されます。
- (2) 育児休業または配偶者同行休業をする職員の代替職員として勤務することになりますので、職員の育児休業または配偶者同行休業の状況によっては登録者すべてが採用されるとは限りません。
- (3) 名簿登録の有効期間は、登録された日から3年間ですが、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。
- (4) 名簿登録された後、内容の変更または取消を希望される場合は、「滋賀県病院事業庁育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員登録 変更・取消届」（様式3）を提出してください。

6 採用されてから

育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外は一般の職員と同様に、給与、勤務時間、服務等に関する地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 任用期間

育児休業をする職員の育児休業期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任用期間は、概ね1年以上3年未満ですが、各職員の育児休業等期間に応じて、採用時に決定することとなります。なお、育児休業等期間が短縮された場合には、採用時に決定した任用期間が短縮されることがあります。

(2) 給与

ア 給料は、次の表のとおりです。（平成31年4月1日現在）

なお、給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

給料のほかに、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職 種	学歴免許等	初 任 給 (注1)	(参考)免許等取得後の経験が 10年ある場合の給料(注2)
医師	大学6卒	257,600	370,700
歯科医師	大学6卒	257,600	370,700
薬剤師	大学6卒	212,000	260,300
管理栄養士	大学卒	193,200	244,800
診療放射線 技師	短大3卒	183,200	225,900
臨床検査技 師	短大3卒	183,200	225,900
臨床工学技 士	短大3卒	183,200	225,900
理学療法士	短大3卒	183,200	225,900
作業療法士	短大3卒	183,200	225,900

視能訓練士	短大3卒	183,200	225,900
言語聴覚士	短大3卒	175,400	224,100
歯科衛生士	短大2卒	171,900	221,300
	高校 専攻科卒	164,700	217,300
保健師	大学卒	213,500	257,800
介護職員	高校卒	162,300	215,800
児童指導員	大学卒	192,900	234,600
保育士	短大2卒	176,700	226,200
精神保健福祉士	大学卒	187,200	229,000

注1) 初任給欄は、資格免許等を取得した直後の者が採用となった場合の額です。

注2) 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が10年ある場合のものです。

学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(3) 勤務時間、休暇

ア 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日間の年次有給休暇、けがや病気、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(4) 服 務

任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(5) 福利厚生

地方職員共済組合の組合員および(財)滋賀県職員互助会の会員となります。

(6) その他

ア 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員は、原則として任用期間中に人事異動はありませんが、職員の育児休業等期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員への採用は、滋賀県病院事業庁職員(任期の定めのない)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

年	月	職 歴 (最終学歴以降のもの)		
		勤務先の名称 (部・課まで記入)	勤務形態	職務内容の概要

年	月	免 許 ・ 資 格	交付機関

希望勤務地 (希望勤務地が複数の場合、複数にチェックする)

滋賀県立総合病院

滋賀県立小児保健医療センター

滋賀県立精神医療センター

希望勤務期間 (希望勤務期間が複数の場合、複数にチェックする)

1年以上2年未満 2年以上3年未満 その他 ()

特記事項

臨時的任用職員募集の案内に関する同意書

- 滋賀県病院事業庁では、産前・産後休暇 (約4ヶ月間) を取得する職員の代替職員としまして、臨時的任用職員を任用しています。
- 臨時的任用職員は、地方公務員法第22条の規定に基づき、職員の産前・産後休暇期間中雇用されます。
- このたび育児休業代替任期付職員の登録申込みをされた方におかれましては、産前・産後休暇代替の臨時的任用職員としての勤務についてもご検討いただきたく、希望される方には当該募集情報を随時ご案内したいと考えております。

【特記事項】

- ・産前・産後休暇代替の臨時的任用職員は、必要な場合に随時募集をします。
- ・勤務条件についての詳細は、募集情報ご案内の際にお知らせします。
- ・産前・産後休暇代替臨時的任用職員募集のご案内は、配属予定部署から行います。

次のいずれかに○印を付してください。

1. 募集情報の案内を希望します。
2. 募集情報の案内については、希望しません。

(記入日) 年 月 日

氏 名(自署してください)

※当書類は、「滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員登録申込書」と併せて提出してください。

様式 3

滋賀県病院事業庁育休代替任期付職員および
配偶者同行休業代替任期付職員登録 変更・取消届

年 月 日

滋賀県病院事業庁長 様

氏名 ㊟

下記のとおり、滋賀県病院事業庁育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員登録の変更・取消をしたいので、届け出ます。

記

(該当する項目を○で囲んでください。)

・変 更

・取 消

職種・整理番号 (※必須)
変更内容 (※該当がある場合)